



2023 年 6 月 30 日

投資家の皆様へ

ファイブスター投信投資顧問株式会社

投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、「MASAMITSU日本株戦略ファンド」及び「MASAMITSU日本株戦略マザーファンド」の投資信託約款を変更することとなりましたので、以下に詳細をお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

現在ご投資いただいております「MASAMITSU日本株戦略ファンド」及び「MASAMITSU日本株戦略マザーファンド」(以下、「当ファンド」といいます。)につきまして、2024年1月1日以降のNISA成長投資枠(特定非課税管理勘定)の対象となるべく要件に沿った表記に改めるため、このたび信託期間を延長すること(信託期間終了日を2034年10月25日から無期限に変更)及び約款におけるデリバティブ使用用途について所定の変更を行います。

2. 書面決議の手続き等

上記変更につきましては、当ファンドの商品としての基本的な性格を変更させるものではなく、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

3. 投資信託約款の変更適用日

2023年7月26日付で、別紙の新旧対照表のとおり変更いたします。

※交付・請求目論見書、販売用資料、月報、運用報告書等につきましては、約款変更の適用日以降に更新するものから、順次対応いたします。



投資信託約款の新旧対照表
 「MASAMITSU日本株戦略ファンド」

変更日：2023年7月26日適用

新	旧
<p>－運用の基本方針－</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保全する目的以外には利用しません。</u></p> <p>⑪～⑫ (略)</p> <p>(中略)</p> <p>追加型証券投資信託 MASAMITSU日本株戦略ファンド 信託約款</p> <p>【信託の期間】</p> <p>第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から<u>第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項または第56条第2項の規定による信託終了日までとします。</u></p> <p>【先物取引等の運用指図】</p> <p>第23条 委託者は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション</p>	<p>－運用の基本方針－</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定するものに限り。）についての有価証券関連デリバティブ取引については、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するためのヘッジ目的に限りま</u> <u>す。</u></p> <p>⑪～⑫ (略)</p> <p>(中略)</p> <p>追加型証券投資信託 MASAMITSU日本株戦略ファンド 信託約款</p> <p>【信託の期間】</p> <p>第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から<u>平成46年10月25日までとします。</u></p> <p>【先物取引等の運用指図】</p> <p>第23条 委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲</u></p>

<p>取引(金融商品取引法第 28 条第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ)。</p> <p>②～③略</p> <p>【スワップ取引の運用指図】 第 24 条 委託者は、価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～④略</p> <p>【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】 第 25 条 委託者は、価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～④略</p> <p>【信託期間の延長】 第 61 条 <削除></p>	<p>げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ)。</p> <p>②～③略</p> <p>【スワップ取引の運用指図】 第 24 条 委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避</u>するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～④略</p> <p>【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】 第 25 条 委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避</u>するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～④略</p> <p>【信託期間の延長】 第 61 条 <u>委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意の上、信託期間を延長することができます。</u></p>
--	---

下線部は変更部分を示します。



投資信託約款の新旧対照表
 「MASAMITSU日本株戦略マザーファンド」

変更日：2023年7月26日適用

新	旧
<p>－運用の基本方針－</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保全する目的以外には利用しません。</u></p> <p>⑩～⑪ (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">親投資信託</p> <p style="text-align: center;">MASAMITSU日本株戦略マザーファンド 信託約款</p> <p>【先物取引等の運用指図】</p> <p>第 20 条 委託者は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②～③略</p>	<p>－運用の基本方針－</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>有価証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項に規定するものに限り。）についての有価証券関連デリバティブ取引については、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するためのヘッジ目的に限り。</u></p> <p>⑩～⑪ (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">親投資信託</p> <p style="text-align: center;">MASAMITSU日本株戦略マザーファンド 信託約款</p> <p>【先物取引等の運用指図】</p> <p>第 20 条 委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため</u>および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②～③略</p>



<p>【スワップ取引の運用指図】</p> <p>第 21 条 委託者は、価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～④略</p> <p>【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】</p> <p>第 22 条 委託者は、価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～④略</p>	<p>【スワップ取引の運用指図】</p> <p>第 21 条 委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するためおよび</u>価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～④略</p> <p>【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】</p> <p>第 22 条 委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するためおよび</u>価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～④略</p>
---	---

下線部は変更部分を示します。

以上